

事務連絡  
令和3年2月1日

都道府県  
各指定都市  
中核市

民生主管部（局） 御中

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための子どもへの対応等については、既に各地域、保育所等において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等（※1）の臨時休業等（※2）に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

を創設しており、令和2年6月15日付けで、本助成金・支援金の周知について協力依頼をさせていただいたところですが、本助成金のさらなる活用促進のため、令和2年11月24日から都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を設置し、労働者からの「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等の相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・

助成金活用の働きかけや、事業主に対し、申請手続きに必要な申請書類の作成支援を行っているところです。

さらに、令和2年12月28日付けで、助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間を令和3年3月31日まで延長改正（※3）も行ったことから、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、対象となる保育所等の保護者に対して本助成金・支援金の情報が行き渡るよう、管下の保育所等に対して再度周知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し改めて幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、保育所等から子どもの保護者の皆様へ周知いただく際には、下記 HP や添付のリーフレット等も併せてご案内いただくなど、効果的な周知にご協力いただくようお願いいたします。

#### （※1）保育所等の一覧

保育所、児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る）、児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る）、認可外保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービスを行う事業、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う事業、延長保育事業、短期入所を行う事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター等

#### （※2）「臨時休園等」の範囲

令和3年1月の緊急事態宣言下において、保育所等については原則開所を国として要請していますが、小学校休業等対応助成金の支給対象となるための要件である「臨時休園等」には、保育所等において感染者が出たこと等に伴い、各市町村において、臨時休園の判断をする場合や保護者に対し登園自粛の要請を行う場合等も含まれます。

#### （※3）令和2年12月28日付け改正内容

##### ●対象となる休暇の取得期間を延長

（改正前）令和2年2月27日～同年12月31日

（改正後）令和2年2月27日～令和3年3月31日

※申請期限：令和3年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分  
⇒令和3年1月1日から同年6月30日まで

（参考）厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_)

[00002.html](#)

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

**【連絡先】**

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

電話：03-5253-1111（内線7929、7866）